

令和6年3月7日

ご入居者様・ご家族様

社会福祉法人寿多摩院
理事長 多田 強

ケアハウス利用料改正のお知らせ

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より当施設運営にご理解ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、令和6年3月5日付けにて新潟県より「物価高騰に伴う生活費基準上限額の改定」通知がございました。令和6年4月1日より「新潟県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱」が改定されることから、新潟県の定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の条例に従い、当法人ケアハウスの利用料を今年度4月分より一部改定させていただくこととなりました。

大変心苦しくありますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。利用料の一部改定内容は下記の通りです。

○変更内容

- ・利用料の生活費と暖房費の値上げ

	旧料金	新料金 4月分より	差額
生活費	44194円	45652円	1458円
暖房費 (11月～3月)	6076円	6276円	200円

つきましては、令和6年4月分利用料金額より改正金額をご請求させていただきます。

ご不明な点、ご質問がございましたら、下記担当までご連絡をください。

ケアハウス出雲崎グレートヒルズ
電話：0258-41-7600
担当：多田

ケアハウス出雲崎グレートヒルズ 利用料

（利用料は厚生労働省の通達に基づいており、入居後に改正となる場合があります）

1. 利用料は前年の年間収入により、金額が決定されます。（収入申告書提出が必要）

◎利用料は、①管理費+②事務費+③生活費+④水道光熱費+⑤暖房費（冬期のみ）の合計金額となります。

2. 毎月のお支払いについて

①+②+③+④+⑤（冬期のみ）の合計金額を、翌月分利用料として月末までにお支払い頂きます。

- ①管理費 …月額 29,240円
- ②事務費 …月額 10,000～67,700円（収入によって決まります）
- ③生活費 …月額 45,652円
- ④水道光熱費 …月額 1,000円
- ⑤暖房費 …月額 6,276円（11月から3月の間のみ加算）

※居室内で個人的に使用する電気料等は、利用料には含まれません。

（単位：円）

前年度 年間収入の階層	① 管理費	② 事務費	③ 生活費	④ 水道維持費	⑤ 暖房費	合計
150万円以下	29,240	10,000	45,652	1,000	6,276	92,168
1,500,001円～160万円	29,240	13,000	45,652	1,000	6,276	95,168
1,600,001円～170万円	29,240	16,000	45,652	1,000	6,276	98,168
1,700,001円～180万円	29,240	19,000	45,652	1,000	6,276	101,168
1,800,001円～190万円	29,240	22,000	45,652	1,000	6,276	104,168
1,900,001円～200万円	29,240	25,000	45,652	1,000	6,276	107,168
2,000,001円～210万円	29,240	30,000	45,652	1,000	6,276	112,168
2,100,001円～220万円	29,240	35,000	45,652	1,000	6,276	117,168
2,200,001円～230万円	29,240	40,000	45,652	1,000	6,276	122,168
2,300,001円～240万円	29,240	45,000	45,652	1,000	6,276	127,168
2,400,001円～250万円	29,240	50,000	45,652	1,000	6,276	132,168
2,500,001円～260万円	29,240	57,000	45,652	1,000	6,276	139,168
2,600,001円～270万円	29,240	64,000	45,652	1,000	6,276	146,168
2,700,001円～280万円	29,240	67,700	45,652	1,000	6,276	149,868
2,800,001円～290万円	29,240	67,700	45,652	1,000	6,276	149,868
2,900,001円～300万円	29,240	67,700	45,652	1,000	6,276	149,868
3,000,001円～310万円	29,240	67,700	45,652	1,000	6,276	149,868
3,100,001円以上	29,240	67,700	45,652	1,000	6,276	149,868

●入居時に管理費は年払いに変更可能です。職員へお問い合わせください。

①管理費（月額）29,240円×12カ月分＝（年間）350,880円

ご夫婦で入居される場合は、2名分（350,880円×2名＝701,760円）となります。

●表中の「年間収入」とは、前年度の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入を指します。

●ご夫婦の場合は、夫婦合わせての収入・必要経費を合算し、合計額の2分の1を個々の収入とします。

その額が150万円以下に該当する場合、一人当たりの事務費は表中の金額から30%減額した額とします。

〈令和6年度4月1日改正〉